

衆院安保特公聴会 3氏の公述

13日の衆院保安法保制特別委員会の公聴会で公述した東京慈恵会医科大学の小沢隆一教授、首都大学東京の木村草太准教授、法政大学の山口二郎教授の要旨を紹介します。

の保護を受ける可能性があります。私は自衛隊を憲法通りに反する存在として判断しますが、自衛隊員の生命や権利が軽んじられるのはあってはなりません。

次ぐ 法律家の 木村草太さん

か

解をとる可能性も高いといえます。存立危機事態条項の制定は、看過しがたい訴訟リスクを発生させます。

また、「我が國の存立」という言葉は陰険模様（もい）としています。明確な説明書のないまま、軍事権限を有するか否か、あるいは国家が恣意（じい）的に機動（きどう）化するか否かなど、軍事権限の実質（じじき）的（てき）性質（せいしつ）が明確（めいがく）でないままのままです。

止めなき武太行使

東京慈恵会医科大学

は、個人が問題を抱え、か
らあります。

さ武力行使
ず、重大な問題をはらんでい
ます。

正) か述べておられるが、
回の法案にはいくつかの看過
しがたい避難性が含まれてい
ます。

第一に、「存立危機事態対
処」は、止めのない集団的
自衛権行使につながりかねま
せん。何を基準として「他に
適當な手段がない」事態に対
処するため自衛隊の武力行使
を認めるのが曖昧です。国だ
けでなく指定公共團體(民間
企業)や地方自治体にも、集
團的自衛権行使に伴う措置を
行わせることを排除しておら

活動」は、政府側が武力行使にあたらないとしますが、これは「後方支援」＝兵たんぱくの武力行使の一環という國際法、國際社会の常識に反しません。活動地域に地理的限定がない、現に戦闘地域へ行為が行われている場所以外のことでも行われ、従来の周辺事態法やテロ特措法・イラク特措法では禁じられていた弾薬の提供が可能になります。自衛隊が戦闘現場近くで外国の軍隊へ緊密に支援活動を行うことは、外國の武力行使とは一するものとして、文民として

体化でないという趣はおよぎません。ここで自衛隊の支援活動は武力行使に該当し、憲法9条1項に違反します。

深刻なのは、支援活動中に武力紛争の相手側に拘束されたり自衛隊員が、捕虜としての扱いを受けないことです。これは8日の本委員会での岸田外務大臣の答弁で確認されていました。他国軍隊への支援活動をする自衛隊は、相手側からも法条の拙速な審議と採決を経て行わないよう求めます。自衛隊が米軍などと戒護活動や軍事演習など平時から事實上の同盟軍的な行動をしないことを想定していると思われます。このような活動が周辺諸国との軍事的緊張を高め、偶発的な武力紛争を誘発する可能性があります。憲法に基づく政治、立憲政治を担う国会機関としての最低限の責務として、議員にはこのような重大な問題をはらむ法案の拙速な審議と採決を断じて行わないよう求めま

「違憲」の指摘 相次ぐ

法律家の大半の見解

首都大學東京准教授

木村草太さん
日本の武力攻撃の着手が
い段階での武力行使は適憲
です。「我が國の存立」とい
う言葉を從来の政府見解から
離れて解釋するのであれば、
立候選感想項は、日本へ
武力攻撃の着手のない段階
の武力行使を根拠づけるも

解であり、裁判所が同様の見解で、明確に憲法違反です。

また、「我が國の存立」といふ言葉は曖昧模糊（あいま）としています。明確な解釈指針を伴わない法文は、いかなる場合に武力行使を行えるかの基準を曖昧にするもので、憲法の条項反比例に、そもそも過憲と評価すべきでしょう。これでは、武力行使の判断を白紙化一任するようなも

反知性の政府に疑問

法政大教授

この法律は専守防衛を逸脱するものであり、憲法違反であると考えます。後方支援であれ、他国の武力行使に一体化することは、戦争への参加を意味します。このことは、自衛隊員の危険を高め、日本国内に生活する国民の危険を

も高めます。
アメリカによるイラク戦争
に参戦したイギリスとスペイン